

福岡城だより

2018.夏
SUMMER
No. 58



福岡城 彩発見
フォトコンテスト入選作品
「幻の天守閣」
大脇 洋彦様

これらが示しているのは、文化財・文化遺産についての市民の感覚には、予見性があるということです。これは面白そうだ、大事にすべきだという市民の着眼が最初にあります。多くの人々に知つてもらいたいという運動があつて、国や自治体はあとから追いかけて指定したのです。この順番を間違えてはいけません。専門家や行政が指定するから文化財なのではありません。多くの市民が（あなたが）文化財だと思えば、それは文化財なのです。それこそが改正文化財保護法の中心に据えられるべき精神ではないでしょうか。

何年か前に、「廃墟萌え」という言葉がはやったことがあります。放置された建造物や工場の跡地などに強い興味を抱く人々が増えたのです。それまで顧みられなかつた廃墟も、彼らにとつては文化遺産だったということになります。軍艦島を世界遺産にする会や大牟田・荒尾炭鉱の町ファンクラブなどのNPO法人の活動は、研究者や行政が世界遺産登録を目指すずっと以前から、産業遺産に注目していました。

についてはさまざまな議論がありますが、改正保護法の眼目の一つは、地域における文化財の総合的な保存・活用です。これを機会に改めて、市民にとって「文化財」とは何かという問題について考えてみましょう。



「もりかけ」問題に
気を取られているう
ちに、文化財保護法
がひつそりと国会を
通過しました。来年
の四月から施行され
ます。保護法の改正

福岡市博物館館長 有馬 学

文化財と市民